

静岡県産業成長促進資金取扱要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県産業成長促進資金利子補給要綱（平成27年4月10日付け商金第17号経済産業部長通知、以下「要綱」という。）に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2 融資対象者

(1) 融資対象業種

ア 産業成長促進資金（以下「本資金」という。）は、次に掲げる業種以外の業種を対象とする。

（ア）農業

（イ）林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）

（ウ）漁業

（エ）金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）

イ 射幸性、遊興性の強い業種（公序良俗に反する業種）や本来的に企業として馴染まない業種（宗教など）は対象外とする。また、資金使途が新分野進出の場合、新分野進出事業がこれらの業種に係る事業の場合も同様とする。

ウ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、その許認可等を受けていることが必要となる（既に申請中であって、許可等を受けることが確実である場合を含む。）。

(2) その他

ア 本社・本店等が本県以外の場合

本社・本店等が本県以外にある中堅企業・大企業においては、県内において事業（工場、営業所等を有している）を営んでいるもの又は新たに営もうとしているものに限る。

イ 従業員数の考え方

従業員とは、正規・非正規を問わず、雇用保険又は社会保険に加入している者をいい、法人事業概況説明書に記載されている人数とする。

第3 資金使途

(1) 設備投資

要綱別表に規定する資金使途の項目「設備投資」とは、次のものをいう。

ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金

ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において、2年内に事業の開始が見込まれるものに限る。

イ 建築物の建築・増築に要する資金

ウ 既存建築物の取得（改修を含む。）に要する資金

エ 工業用の生産、加工、試験、検査に使用する機械器具若しくは装置の購入又はその修理に要する資金

オ 工作物（煙突、擁壁等をいう。）及び附帯する設備（建築物に付帯する電気、ガス、給排水、冷暖房、

- 消火、排煙等の設備をいう。) の設置又は整備に要する資金
- カ 事務機器、小型貨物自動車等の導入に要する資金
 - キ 店舗及び事務所施設に附帯する施設の整備に要する資金
 - ク 店舗等を賃借する場合の権利金、敷金等に要する資金
 - ケ 観光旅館業者等が行う観光客の利用を目的とする駐車場、温泉利用施設（源泉施設、温泉導入施設、温泉プール等をいう。）等の整備に要する資金
 - コ その他知事が特に必要と認めた設備投資
- (2) 脱炭素に係る取組に要する資金
- 要綱別表に規定する資金使途の項中「脱炭素に係る取組に要する資金」とは、次のものをいう。
- ア EV等の購入に要する資金（保険料等は除く。）及び付帯設備の購入に要する資金（国、県、各種団体等が実施する補助制度がある場合は、各種補助金の交付対象となるものを原則とする。）
 - イ 設備設置に係る工事に要する資金
 - ウ 静岡県地球温暖化防止条例第24条の規定により提出する「建築物環境配慮計画書」に記載した建築物の新築、増築及び改築に要する設備資金及びそれに付随する新エネ・省エネ設備等の導入にかかる設備資金
- (3) 融資対象とならない投資等
- 次に掲げる投資等は、本資金の融資対象から除外するものとする。
- ア 次に掲げるものの取得資金
 - (7) 「3」「5」「7」ナンバーの自動車（ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車、又は事業の用に供するもので、要綱別表に規定する地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備を導入する場合は除く。）
 - (イ) 住居及び居住に供する設備
 - (ア) 取扱金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備（要綱別表に規定する環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物に係る設備投資の場合は除く。）
 - イ 次に掲げる設備投資
 - (7) 県外（海外を含む）における設備投資
 - (ア) 既存設備の更新又は修理。ただし、既存建築物の改修の場合は対象とする。

第4 補助金等の控除

本資金の融資を受けようとする事業において、国及び地方公共団体等公的機関の補助金等を活用する場合、補助金等の受領予定額は、本資金の申込金額から控除するものとする。

第5 融資限度額

要綱第3及び要綱別表に規定する融資限度額について、融資申込時点で既に本資金の融資を受けている場合は、要綱別表に規定されている融資限度額と直近の融資残高との差額を融資限度額とする。

第6 融資利率等

- (1) 要綱別表に規定する「融資利率」は、申込者と金融機関の間で任意に金利設定できる所定金利方式とする。
- (2) 利子補給率は、「金融機関所定金利の2分の1」又は「上限利子補給率」のいずれか低い方とする。

第7 提出書類

要綱第4に規定する提出書類については、次に掲げるとおりである。

- (1) 申込書類に添付する商業登記簿謄本の写し、納税証明書及び印鑑証明書については、発行後6か月以内のものを提出するものとする。
- (2) 商業登記簿謄本の写しについては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とする。（法務局へオンライン申請し取得した証明書でも可）
- (3) 申込書類に添付する決算書は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、株主資本等変動計算書並びに個別注記表とする。
- (4) 許認可証の写しは、制度融資資金使途に伴って取得が必要な場合に限る。
- (5) 要綱の定める提出書類で県承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の提出書類を求める場合がある。

第8 協調融資

- (1) 要綱第4に規定する「融資の申込」について、同一資金使途に係る融資を複数の金融機関から受ける場合は、金融機関ごとに様式第1号（申込書）を作成し、提出書類を添付することとする。
ただし、様式第1号以外の提出書類については、一の金融機関の申込書類に正本が添付されれば、他は副本でも可とする。
- (2) 融資の承認後、複数の金融機関の融資に切り替える場合、既承認済みの金融機関は、融資実行通知書の提出時に理由を記載した書面を併せて提出することとし、未承認の金融機関は、別に申請を行うこととする。

第9 変更申請、承認後の融資条件の変更

- (1) 申込書類提出時にやむを得ない理由で未確定事項がある場合や、申込承認後に事情の変化が生じた場合、金融機関又は申込者は、遅滞なく県にその旨を報告し、対応を協議することとする。
- (2) 県との協議の結果、必要がある場合は、別途必要な書類等を作成し提出するものとする。

第10 融資の承諾

- (1) 融資の承諾は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で承認するものとし、その判断の基準となる時点は、県受付時とする。
- (2) 県の審査に要する期間は、基準となる時点にかかるわらず、申込書と必要な添付書類が整って県商工金融課に到達した日の翌日から起算して、原則として10日間とする。
ただし、日数の算定においては、静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）に規定する本県の休日の日数は参入しないものとする。

第11 融資実行後、融資期間等を変更した場合の利子補給金

- (1) 要綱第9に規定する「利子補給金の額」について、融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱別表に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。
- (2) 県外への移転
融資を受けた中堅企業・大企業が、設備投資を実行した事業所（工場、営業所等）を県外に移転した場合は、県外へ移転した日の属する月の月初残高までを利子補給金の算定の対象とする。
- (3) 融資対象設備の県外移設
 - ア 要綱第9に規定する「利子補給金の額」について、制度融資を利用した設備の一部又は全部を県外移設する場合は、県外へ移設した日の属する月の月初残高までを利子補給金の対象とする。
 - イ 設備の一部を移設した場合、県外に移設した日の属する月以降は、移設した設備の残額相当分(当該融資残高を対象設備の占有率で按分した額)を控除し、利子補給金を計算する。

第12 担保及び保証人

担保及び保証人については、取扱金融機関の定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 「産業成長促進資金に係る留意事項」は平成31年3月31日を以て、廃止する。
なお、この要領の施行前に融資の承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。